

中期計画の項目名	平成20年度計画	実 施 結 果															
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務経費の削減 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（事業費、管理費及び人件費の合計）について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する中期目標期間における最終事業年度の割合を75%以下（通年ベース）とする。</p> <p>また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する。（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務経費の削減 業務経費（特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く）全般の削減については、業務運営の効率化を勧め、更なる節減に努める。</p> <p>また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。</p>	<p>○ 経費の削減 平成20事業年度の業務運営に係る経費見込み総額は965百万円であり、平成19事業年度の経費総額1,264百万円と比較し、299百万円の減額、率にして23.7%の削減となっている。</p> <table border="1" data-bbox="976 443 1460 655"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">(単位:百万円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>19'(基準年度)</th> <th>20'</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費総額</td> <td>1,264</td> <td>965</td> </tr> <tr> <td>対前年度増△減</td> <td></td> <td>△ 299</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td></td> <td>△ 23.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 費用化した事業費への振り替え分を含まない。 ※ 特別記念事業に係る経費・・・8,934百万円</p> <p>○ 具体的な効率化策 一般管理費については、平成19年7月に事務室を移転したことによる賃貸料等に係る経費34百万円、事務室等の移転に伴う経費25百万円が減額となっていることから、前年度と比較して63百万円の減額、率にして46.7%の削減となっている。</p> <p>慰藉事業費については、前年度と比較して217百万円の減額、率にして24.1%の削減となっている。</p> <p>その主な内訳は、 ・資料館の移転に伴う経費 △73百万円 ・書状等贈呈事業に係る経費及び贈呈件数の減 △156百万円 となっている。</p> <p>また、広報経費については、従来から削減してきているところであるが、平和祈念展示資料館に係る交通広告等は28百万円増加したことから、前年度と比較して22百万円の増額、率にして19.1%の増加となった。</p> <p>人件費については、平成20年度は181百万円で、平成19年度の198百万円と比較して17百万円の減額、率にして8.7%の削減となった。対17年度比では8.2%減で22年9月末までに4.5%削減する目標を達成できた。これは、20年度中、業務の見直し調整を行うことにより、定員2名を下回る16名での減員体制を維持することができたことが、主な要因として考えられる。給与水準の公表（19年度人事院勧告を踏まえた給与改定分（0.7%）を除く。）を勘案すると、対17年度比で8.9%の削減となっている。</p> <p>また、対国家公務員ラスパイレズ指数（年齢を勘案したもの）についてみると、20年度は116.9(19年度115.8)で昨年度より1.1増加となった。これは職員数が16人と少ない職員構成のため、国の平均対象者約16万人（行政職俸給表(一)）と比べると職員個々の諸手当の増減が指数の数値変動に大きく影響することが、主な要因として考えられる。年齢、地域を勘案した指数は103.5、年齢、地域、学歴を勘案した指数は99.1となっている。</p>		(単位:百万円)			19'(基準年度)	20'	経費総額	1,264	965	対前年度増△減		△ 299	対前年度比		△ 23.7%
	(単位:百万円)																
	19'(基準年度)	20'															
経費総額	1,264	965															
対前年度増△減		△ 299															
対前年度比		△ 23.7%															

現在、基金は独自に職員の採用は行っておらず、国との人事交流により人事異動を行っており、ラスパイルズ指数の独自の改善は、基金独自の努力では非常に困難を極めた状況である。しかしながら、人件費総額の抑制については、事務体制の見直し等を積極的に実施することにより、既に目的を達成しており、更に21年度においても積極的に推進する。

なお、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」（平成21年3月30日付け政委第12号）の「第2 各法人に共通する個別的な視点」関係の「4 人件費管理」について、当法人においては、レクリエーション経費を支出していない。

(単位:千円)				
	17年度	18年度	19年度	20年度
人件費	196,690	200,828	197,891	180,590
対前年度比(%)		2.1	△1.5	△8.7
対17年度比(%)		2.1	△0.6	△8.2

## 2 外部委託の推進

外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。

## 2 外部委託の推進

外部委託の方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。  
また、既委託業務についても、引き続きその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。

当法人は平成22年9月30日までに解散することが決定していることから、これまで当法人が収集、保管、展示してきた関係者の労苦に関する資料(約13,000点)を総務省へ移管することとなっている。そこで、これら資料の移管準備として20年度は、資料の整理を決定したところである。当該業務を担当する職員(2人)は、平和祈念展示資料館の運営管理、地方で開催される地方展(愛知展)及び語り部の学校派遣等の事務を併行して行う必要があることから、様々な手法があるといわれる資料整理(資料の棚卸し、分類方法等)についての「所蔵資料等の整理業務」を企画競争により、外部へ委託した。

また、外部委託により法人に蓄積されたノウハウと委託先の専門的な知識や企画アイデアを活用し、これまで外部委託してきた事業については、20年度も引き続き効率的・効果的に実施した。

なお、法人の主要業務である慰藉事業については、相当の分野について外部委託を推進しているところであり、当該事業を実施していく過程においては、法人がこれまで蓄積した事業に関するノウハウと委託先の専門的な知識や企画アイデアを活用し、あわせて法人における更なるコア・コンピタンスの蓄積を図っている。

## 3 組織運営の効率化

各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う。

## 3 組織運営の効率化

組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。  
なお、役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、コンプライアンスの推進体制を整備する。

また、業務・システムの最適化を図るため設置したCIO補佐官を積極的に活用し、引き続き業務運営の効率化を図る。

### ◎ 効率的・弾力的な組織運営の実施

20年度計画の事業の進捗状況を4半期毎にとりまとめ、計画達成のための見直し検討を行うなど、PLAN(計画)、DO(実施と運用)、CHECK(監査)、ACTION(見直し)のいわゆるPDCAサイクルによる内部統制システム(リスク管理体制)の構築を図り、業務体制の見直しを行ったことにより、業務の役割分担の明確化による人員配置を行った。

20年度は、前年度に引続き調査企画担当副参事を特別記念事業の業務に当たらせ、業務の早期処理を円滑にするための組織運営を実施した。

なお、理事長及び理事と参事以上の職員との連絡会を毎週開催し、事業の進捗状況等を報告し、基金職員間の意志疎通を図るとともに、役員からは、当法人の対処方針の指示が必要に応じて出されている。

その結果、20年5月より監事が出席する役員会において、随意契約の状況(毎月)、資金運用状況(四半期毎)の報告を、11月から予算執行見込み(四半期毎)についての報告を行うとともに、上記の内部統制システムの構築により、情報の共有化による内部けん制などコンプライアンスに対する意識向上が図られ、法令順守の徹底を図った。

また、個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の規定に基づき、「独立行政法人平和祈念事業特別基金の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(平成17年3月31日規程第1号)」を定め、法人が所有する個人情報について漏えい滅失又はき損の防止その他適切な管理に努めている。

具体的には、職員等に対して情報機器の取扱い及び個人情報取扱いに関して、教育、訓練等の研修をするとともに、職員それぞれをパスワード管理し、職員が従事している業務の種別によりパソコン使用業務の範囲を規制している。さらに、事務用ネットワークを二重ファイアウォールにより、外部からの侵入を防止し、総合的な監視システムによる監視を行う等万全を期している。  
 なお、パソコンを持ち出せないようにセキュリティーワイヤーを使用している。

4 随意契約の見直し

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）に沿って、基金が策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び適切な実施についてチェックを受けるものとする。

4 随意契約の見直し

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び適切な実施についてチェックを受けるものとする。

法人における「随意契約の見直し計画」を策定し、平成20年6月に当該計画を公表するなど、契約の適正化を図るための措置を講じたところである。また、当法人の「物品、役務等の契約締結状況」については、翌月に開催される役員会において審議し、了承を得ている。20年度の契約実績は、下表のとおりである。

		「随意契約見直し計画」				平成19年度実績		平成20年度実績					
		平成18年度実績		見直し後		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)				
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)								
一般競争入札等	事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)	/		(4.8%) 3	(2.1%) 18,771,290	/		/					
	競争入札			(9.7%) 6	(2.4%) 21,874,116					(19.8%) 20	(40.1%) 606,434,564	(29.2%) 19	(42.8%) 551,042,336
	企画競争			(16.1%) 10	(13.5%) 122,102,306					(19.4%) 12	(17.8%) 161,265,423	(7.9%) 8	(10.2%) 154,780,901
随意契約		(83.9%) 52	(86.5%) 785,388,666	(66.1%) 41	(77.7%) 705,580,143	(72.3%) 73	(49.7%) 751,614,438	(60.0%) 39	(47.3%) 608,992,325				
合計		(100%) 62	(100%) 907,490,972	(100%) 62	(100%) 907,490,972	(100%) 101	(100%) 1,512,829,903	(100%) 65	(100%) 1,286,928,520				

(注1) ( )内は契約全体に占める契約種類別割合を示す。

(注2) 平成19年度実績には、特別記念事業に係る特別慰労品の製造(売買)及び梱包発送業務に関する契約(10件、5,761,121,576円)を含まない。

(注3) 平成20年度実績には、特別記念事業に係る特別慰労品の製造(売買)及び梱包発送業務に関する契約(12件、8,098,489,162円)を含まない。

「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)による要請事項については、総合評価方式、企画競争等の実施要領・マニュアル等の整備を行うこととした要請以外の事項については21年2月に会計規程等を改正・整備しすべて措置済みである。(当法人は平成22年9月30日までに解散することとなっていることから、実施要領・マニュアル等は所管省庁等が作成したものを活用することとしている。)

また、政策評価・独立行政法人評価委員会「平成19年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)」について(平成21年1月7日付政委第1号)における当法人に対する意見への対応は次のとおりである。

(1) 随意契約要件として「前各号に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるとき」(表3-1)国の契約の基準と異なる会計規程等の規定)については、21年2月に会計規程等を改正し、当該規定を削除した。

(2)「①競争性、透明性がより確保される契約方式へ移行する余地はないか」(3(2)「個々の契約の合規性等に関する評価結果」(関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果))については、以下の特別な事情が背景にあるもので、全国的に展開する公益法人である関係団体に事業を委託することは妥当であると考える。

① 平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号)第13条において、業務の範囲を規定しており、労苦の実態把握などの事業を全国的に展開する公益法人である関係団体に委託することが、的確に関係者に対する慰藉の念を示す事業である。

② 本業務を実施するために必要不可欠な要件は、

ア 地域に偏りなく調査対象者を全国規模に選ぶことができるなど、本業務実施に関する情報、経験、知識、資料等を有していること、

イ 関係者の実態、心情をよく理解し得るなど深い見識、特別な配慮を行い得ることができること、

ウ 本業務を確実に実施するための必要な体制が確保されていることであり、これらを満たす能力を有する関係団体は他に存在しない。

(参考) 平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年 法律第66号)(抄)

(業務の範囲)

第13条 基金は、第4条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。
- (3) 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びに参加すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと。
- (5) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(3)「②予定価格を設定していないことによって契約金額が過大となっていないか」(3(2)「個々の契約の合規性等に関する評価結果」(関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果))については、契約に伴う謝金及び交通費は法人が設定する範囲内であり、会場借料及び消耗品費は実費相当額で、証拠書類の提出を義務付けているところである。

		<p>なお、平成20年度に締結した契約のうち、1者応札(応募)であった契約は企画競争が2件(「平和祈念展(愛知)の実施」(事前説明会の参加者は4者)及び「基金所蔵資料の整理業務」(事前説明会の参加者は3者))であったが、審査基準に基づき審査した結果応募者と契約するにいたった。当法人は、可能な限り1者応札(1者応募)を招かないための措置として、競争参加資格等に関する制限事項を最小限に設定している。</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p> <p>(1) 資料の収集</p> <p>① 基金の解散を見据え、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以後の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)のうち、未収集の資料を効率的に収集する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p> <p>(1) 資料の収集</p> <p>① 個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以後の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)のうち、未収集の資料を効率的に収集する。</p>	<p>① 20年度の資料収集方針は、関係資料のうち当法人が未収集であって重要な資料の収集とした。その方針に従って、20年度の関係資料の寄贈点数は、軍事郵便物(戦地から姉への手紙)、ソ連軍軍票(1円)、予防接種証明書などの89点(寄贈者22人)であった。</p>

② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。

② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。

② 寄託から寄贈への切替

19年度末残59人(資料件数476件)の寄託者に対し、寄贈への切替の協力要請を行ったところ、20年度(21年3月末日現在)において、22人から寄贈承諾を、5人から寄託期間の延長の了解を、5人から返却の申し出があり資料を返却した。

そのほか、文書による回答がなく、電話での連絡もつかない寄託者及びすでに死亡している寄託者(寄託者の遺族と調整をしているが、彼らは関わりたくないとの意向が強いため調整中)の案件については、「手続き継続中」とした。これらの寄託者は27人で、資料件数は332件となっており、21年度も引き続き切替の手続きを実施することとしている。

なお、最終的に寄贈承諾の了解を得ることができなかったものについては、「資料整備検討委員会(20年3月31日理事長決定)」に諮り、その扱いについて決定することとする。

	人 数	資料件数
寄託	59人	476件
うち寄贈切替	22人	110件
うち寄託継続	5人	17件
うち資料返却	5人	17件
手続き継続	27人	332件

寄贈承諾書がない口頭了解による寄贈承諾者に対し(19年度末残1,004人:資料件数4,597件)、文書による寄贈承諾を要請したところ、20年度(21年3月末日現在)558人から寄贈承諾書を得ることができた。また、返却の申し出があった13人に対して資料を返却した。そのほか、89人について手続きを継続中である。

また、文書による回答がない寄贈者に対しては、電話連絡により引き続き協力要請を行ったが、振り込め詐欺の影響もあり、電話が通じるも電話にでない寄贈者もあり、344人が連絡不能者(連絡困難者)となっている。

なお、最終的に寄贈承諾の了解を得ることができなかったものについては、学識経験者を加えた「資料整備検討委員会」に諮り、その扱いについて決定することとする。

	人 数	資料件数
寄贈承諾書無し	1,004人	4,597件
うち寄贈承諾書取得	558人	3,353件
うち資料返却	13人	35件
うち連絡不能者	344人	798件
手続き継続	89人	411件

(2) 資料の保管

基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況(以下「在り方の検討」という。)を踏まえつつ、次の事項を行う。

(2) 資料の保管

<p>① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。 また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。</p> <p>② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。</p> <p>③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。</p>	<p>① 適切な保管 ア 環境の整備 収納方法などを工夫することにより、保管スペースを確保するなど、良好な保管環境を維持する。 イ 関係資料の修理等 専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する。</p> <p>② 適切な保存措置 ア 適切な環境での保管 必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿倉庫に保管する。 イ 劣化防止 希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプスレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。</p> <p>③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に実施する。</p>	<p>① 適切な保管 ア 法人は、これまで約13,000点に及ぶ実物資料を倉庫内の同一区画内の5階2室21坪、5M階1室6坪で保管していた。基金解散後の資料の移管等を見据え、20年度に資料整備を行うこととなったが、現状の保管状況では資料整理のための資料の出し入れに支障を来すおそれがあることから、作業開始前に、5階の2室のうち1室(12坪)を5M2階の1室(22.5坪)と交換した。その結果、保管スペースを10.5坪増加し全体で37.5坪となった。あわせて、保管環境を改善することにより、資料整備作業は順調に終了することができた。 イ 20年度に寄贈された全ての資料について、その都度現状把握を行い、5段階(A:非常に良好な状態～E:崩れかかっている状態)のランク付け作業を行った。 また、基金発足以来これまで寄贈された資料約13,000件を対象に、資料状態の再点検を行った。</p> <p>② 適切な保存措置 ア 【燻蒸処理】 収集した資料のうち、紙類全般、20年度特別企画展に展示した資料、常設展示場に展示してあった原物資料、20年度に寄贈された原物資料等について、燻蒸処理を行った。 【保存の処置】 ・紙類は、タウ紙に包み中性紙製の資料袋に入れ、静電気防止素材のコンテナへ、 ・木類、金属類、皮革類等の立体物はタウ紙やビニール袋(空気穴あり)に入れ、静電気防止素材のコンテナへ ・軍服等の布類は桐箱へ収納 など、いずれも資料に負荷がかからないよう配慮している。 【保管場所】 昨年に引き続き、美術品保管用の定温定湿倉庫(室温20℃、湿度60%)に保管。 ・紙類、布類、木類、金属類、皮革類は絵画資料、複製資料とは別に保管。</p> <p>イ 19年度に寄贈された紙資料のうちランク付け及び再点検結果を踏まえ、保存状態が著しく悪い資料を選定した89点に対し、劣化防止処置のための脱酸処理、エンキャプスレーション、防錆処理等を実施した。</p> <p>③ 20年度に寄贈を受けた昭和20年から23年にかけての朝日、毎日等の新聞を始め関係資料1,029点について、データベースシステムに情報の入力を行った。 また、寄贈図書135冊中、115冊について、データベースシステム入力を行った。</p>
--	---	---

(3) 資料の展示

- ① 平和祈念展示資料館  
平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料を展示すると同時に、グラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の定期的な入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。  
また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。  
その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間の2年6月間における入館者数を13万人以上とする。

(3) 資料の展示

- ① 平和祈念展示資料館

①

- ア 展示内容の充実  
20年8月31日NHK教育テレビで従軍写真家小柳次一氏の特集番組の放映があり、資料館及び平和祈念展(銀座展)の様子が流されることに併せて、特設展示コーナー「引揚げ漫画家たちの記憶」を一部縮小し、9月から同コーナーに「切り撮られた戦場― 陸軍従軍カメラマン小柳次一の足跡をたどって ―」のコーナーを開設した。  
テーマを持った展示資料の入替え
- イ 平成20年5月から毎月テーマを設定し、ミニ展示会を開催した。
- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 20年5月 | 娘は生きていた！―40年後の再会               |
| 6月    | 黄海に死す ―引揚船中で亡くなった兄を偲んで―        |
| 7月    | 祖国上陸第一歩 ―引揚証明書が物語る悲喜もろもろ―      |
| 8月    | ある兵士の足跡 ―機関銃射手が見た戦場―           |
| 9月    | シベリア抑留 ―老兵の身でシベリアへ―            |
| 10月   | 満州で別れた家族の軌跡 ―夫はシベリアへ、妻子2人の引揚げ― |
| 11月   | 樺太引揚げ ―生まれ故郷の樺太を追われて―          |
| 12月   | 軍隊手牒 ―記録された兵士の足跡―              |
| 21年1月 | ある少年兵の戦争 ―国のため、故郷のため―          |
- ウ 広報の実施
- ① 住友ビル商店会主催のサマーフェア新聞折込広告(約12万部配布)への記事掲載。
  - ② 東京周辺のコミュニティー新聞(約40万世帯配布)への記事掲載(3回)及び同新聞社による「平和祈念展示資料館見学会」企画の実施及び同社「受験フェア」における生徒・教員・保護者へのパンフレット配布を実施。  
さらに、同新聞社の親会社であるガス会社の料金センター等へのリーフレット設置配布。
  - ③ 展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるように、ホームページの掲載内容を更新(5月末)。(7月と8月に各1団体ずつ申込みあり)  
また、20年11月12日、全市区町村に対し、「平和祈念展示資料館への入館促進について」を送付し、団体見学の協力要請を行った。
  - ④ 校内放送番組制作コンクールの参加校募集の際に全国の高等学校5,481校にパンフレット配布を実施。
  - ⑤ 教育関連誌・雑誌等への広報(平成21年1月～3月)7誌への広告掲載。
  - ⑥ ポケット型時刻表(JR新宿駅)への広告掲載(平成21年3月ダイヤ改正用)
  - ⑦ 資料館パンフレットの全国国公立小中高等学校への送付(平成21年3月)
  - ⑧ タウンガイド等情報誌(「東京ベストガイド」、「東京 修学旅行とっておきガイド」など)への無料広告掲載
  - ⑨ インターネット情報サイトへの登載
  - ⑩ ミニ展示会、特別企画展等のポスターを新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置
- エ 団体見学者へ積極的対応
- ① 平成20年度の団体による見学者は、221団体4,567人(19年度232団体3,691人)で、事前に資料館の説明を希望した団体見学者84団体1,410人(19年度56団体1,355人)に対し、語り部、説明員による案内及び説明を行った。  
また、当日急遽説明を希望された来館者172人(19年度107人)に対しても積極的な対応を行った。
  - ② ゴールデンウィーク、夏休み期間中の土日など入館者が多数予想される日には、恩給欠格者、戦後強制抑留者又は引揚者のいずれかの語り部をそれぞれのコーナーに延べ35人配置し(19年度は延べ30人配置)、来館者へ直接語りかけたり質問などに対応した。



② 特別企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3000人以上とする。

② 特別企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、収蔵資料を展示する特別企画展を開催し、入場者の目標を3,300人以上とする。

オ アフターケアの充実

ミニ企画展示会及び特別企画展の開催に当たっては、資料寄贈者やリピーター等1,517人に対し、展示会の開催を案内するダイレクトメールを送付し、資料寄贈者等への周知徹底及びアフターケアの充実を図った。

カ 開館日・開館時間の弾力化等

当資料館の休館日は通常毎月曜日であるが、基金の解散を2年後に控え、啓発活動の充実及び利用者のニーズに合わせて積極的に月曜日開館を恒常的に実施することとした。結果、365日中338日間の開館となった。これに併せて交通広告において資料館の啓発広報とともに年中無休の開館を積極的に広報をした。

また、学校の自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館時間前に来られた場合には、開館時間を早めた。これらのように、利用者のニーズに合わせた開館時間の弾力的な運用にも努めた。

キ 20年度の入館者数は、48,272人であり、20年度の目標値(52,000人)の92.8%にとどまった。

年月	男	女	合計
20年 4月	1,704	1,166	3,774
5月	2,279	1,819	4,098
6月	1,854	1,378	3,232
7月	2,238	1,563	3,801
8月	4,193	3,335	7,528
9月	2,668	1,715	4,383
10月	2,479	1,644	4,123
11月	2,517	1,833	4,350
12月	2,110	1,295	3,405
21年1月	1,940	1,176	3,116
2月	2,002	1,411	3,413
3月	2,397	1,556	3,953
合計	28,381	19,891	48,272

② 平成20年度の特別企画展は、「収蔵資料展」として、次のとおり開催した。展示資料は、これまで常設展示等に使用しなかった資料の中から陸海軍関係のほか国民生活まで幅広いものとした。特別企画展の開催にあたり、特別企画展の展示品の寄贈者やこれまでの来館者等に案内状を送付するほか、特別企画展の広報を行うとともにJR・私鉄等の交通機関の車額ポスターでの広報及び「ニューファミリー新聞社」(京葉・常磐地区コミュニティー新聞)に広告を掲載した。(2～3月)

なお、開催期間中の入場者は3,359人となり、中期計画の目標(3,300人)は達成した。

特別企画展	
行事名	特別企画展「収蔵資料展」
会場	平和祈念展示資料館
会期	平成21年2月17日～3月15日 26日間 (2月22日はビル全館休館日)
入場者数	3,359人(目標3,300人)

③ 平和祈念展

関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。

③ 平和祈念展

平和祈念展  
平成20年8月に「平和祈念展(銀座展)」を東京都において開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。

③ 平和祈念展(銀座展)は、平成20年8月14日から19日の6日間、松坂屋銀座店7階催事場で開催し、開催期間中の入場者は10,282人となり、年度目標(11,000人)を達しなかった。

行事名	平和祈念展「平和の礎－昭和の戦争からの伝言－」
会場	松坂屋銀座店 7階催事場
会期	平成20年8月14日～19日 6日間
後援	総務省、東京都
入場者数	10,282人(目標11,000人)

【展示概要】

次の5つのコーナーを設け、各コーナーにおいては、時系列に応じた展示ストーリーを構築した。各コーナー中には、更に小コーナーを設け、展示テーマが明確となるよう工夫を施した上で、当時の資料や証言、絵画、写真を展示した。

(1)導入部:

今次大戦に係る年表(写真入り)及び満州事変から太平洋戦争終結までの戦線の展開状況を分かりやすく把握できる電飾パネルによる展示。

(2)「兵士の労苦」コーナー:

(小コーナータイトル)

- 1 切り撮られた戦場      2 描かれた戦      3 戦地から届いた便  
4 内地からの慰問

(主な展示資料)

各戦場で撮影された写真、戦場で描かれた絵画・スケッチ、従軍画家が描いた絵はがき、兵士に届いた慰問文など。

(3)「戦後強制抑留者の労苦」コーナー:

(小コーナータイトル)

- 1 強制連行(ソ連軍の侵攻      2 過酷な労働 極限の生活  
3 戦友の死、そして帰国

(主な展示資料)

絵画及びスケッチ、俘虜郵便葉書、国家防衛委員会決議第9898cc号(スターリン文書)など。

(4)「海外からの引揚者の労苦」コーナー:

(小コーナータイトル)

- 1 新天地「満州」へ  
  -1 渡満ブーム      -2 都市部では      -3 開拓地では  
2 終戦による混乱  
  -1 ソ連軍の進攻      -2 ソ連軍政下で  
3 日本への長い道のり

(主な展示資料)

満州各地の戦前の絵葉書、ソ連軍政下に置かれた日本人難民収容所の統計、満州で終戦を迎えた画家の栗原信氏が見た満州の日本人の状況(複製絵画)、飯山達雄氏が引揚者に密着して撮影した写真など。

④ 地方展示会

関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者の目標を設定し、中期目標の期間の2年6月間における入場者数を4万人以上とする。

④ 地方展示会

ア 直轄の地方展示会

平成20年6月に「平和祈念展」を愛知県名古屋市において開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。

④

ア 平和祈念展(愛知展)は、平成20年6月13日から22日の9日間、名古屋市愛知県図書館5階大会議室で開催した。開催に当たり、新聞、テレビ・ラジオ、名古屋市内の交通機関、教育機関へのチラシ等の配布など多角的に広報を実施したものの、開催期間中の入場者は3,528人となり、19年度の長野市で開催(入場者数1,581人)より多くの入場者を得ることができたが、年度目標(5,000人)の70.6%にとどまった。

行事名	平和祈念展「語り継ごう！戦争体験の記憶」
会場	愛知県図書館5階 大会議室
会期	平成20年6月13日～22日 9日間 (16日は会場休館日)
共催	愛知県
後援	総務省、愛知県教育委員会、名古屋市ほか
入場者数	3,528人(目標5,000人)

【展示概要】

次の6つのコーナーを設けるとともに、開催地である愛知県のコーナーでは「郷土愛知では」を設け、地域の特色を生かした資料を展示することにより、少しでも愛知県民に興味関心を持ってもらえるよう工夫した上で、戦時下の資料や証言、絵画、写真を展示した。

(1) 導入部:

今次大戦に係る年表(写真入り)及び満州事変から太平洋戦争終結までの戦線の展開状況を分かりやすく把握できる電飾パネルによる展示。

(2) 「兵士の労苦」コーナー:

(小コーナータイトル)

1 入営・出征 2 中国との戦争－戦場の拡大へ

3 アジア・太平洋での戦争－戦局の悪化

(主な展示資料)

臨時収集令状(赤紙)、応召袋、馬匹徴発告知書、伝単(宣伝ビラ)、水木しげる氏の絵画など。

(5) ビデオコーナー:

恩給欠格者、戦後強制抑留者、海外からの引揚者の労苦の実態を、より分かりやすく理解してもらうため、次のビデオを上映した。

①(平和祈念展示資料館を訪ねて)

「あなたはこの真実を知っていますか？戦争・抑留・引揚げ」

②(軍人軍属短期在職者の証言)

「語り継ぐ労苦～フィリピン編～」

③(戦後強制抑留者の証言)

「望郷」

④(海外引揚者の証言)

「娘よー満洲編ー」

このビデオコーナーでは、8月16日(土)、17日(日)の両日13時と15時にトークショー「私の戦争体験(所要30分)」を開催した。

①話し手:松島トモ子(引揚経験者、父親はシベリアに抑留され死亡、女優)、

聞き手:山本麻利央(タレント)

②話し手:長山藍子(引揚経験者、女優)、

聞き手:益子直美(スポーツキャスター)

平和祈念展の開催に当たっては、交通広告、ポスター、チラシの配布(東京都・埼玉県・神奈川県の中学校・高等学校、公立図書館等約2,900か所)、案内状の送付(約1,500通)、基金HPでの案内、総務省メールマガジンでの案内により周知を実施した。

- (3) 「郷土愛知では」コーナー：  
 (小コーナータイトル)  
 1 郷土部隊の足跡 2 戦時下の県民生活 3 戦局の悪化  
 (主な展示資料)  
 陸軍少年兵募集のチラシ、軍隊手牒、戦陣訓、奉公袋、250キロ爆弾  
 (不発弾)、戦時下の写真など
- (4) 「戦後強制抑留者の労苦」コーナー：  
 (小コーナータイトル)  
 1 強制連行 2 過酷な労働とラーゲリ生活 3 ダモイ(帰国)ー生と死と  
 (主な展示資料)  
 国家防衛委員会決議第9898cc号(スターリン文書)、強制連行の写真や
- (5) 「海外からの引揚者の労苦」コーナー：  
 (小コーナータイトル)  
 1 ソ連軍の侵攻ー8月15日を境に  
 2 少年たちの記憶ー中国引揚げ漫画家たちの経験  
 3 引揚げはじまる  
 (主な展示資料)  
 満州各地の戦前の絵葉書、ちばてつや氏・赤塚不二夫氏ら漫画家たちが、自らの中国からの引揚げ体験を描いた絵画、三宅一美氏が引揚者に密着して撮影した写真など。 絵画、袖無し防寒外套、俘虜郵便葉書など。
- (6) ビデオコーナー：  
 恩給欠格者、戦後強制抑留者、海外からの引揚者の労苦の実態を、より分かりやすく理解してもらうため、基金で制作した次のビデオを上映した。  
 (基金制作のビデオ)  
 ①「あなたはこの真実を知っていますか？戦争・抑留・引揚げ」(3問題)  
 ②「南十字星の下 戦跡に蘇る兵士の労苦」(恩欠)  
 ③「シベリア抑留 その足跡を訪ねて」(抑留)  
 ④「悲劇と労苦の地、樺太」(引揚)

【広報等】

ポスター・チラシの配布・掲示 (愛知県下の高校・中学校・小学校、公共図書館、博物館など)	約3,000カ所
団体関係(愛知支部会員)案内状送付	約600通
名古屋市営地下鉄全線 中吊広告	6月13日～15日 3日間
新聞折込チラシ	60,000世帯
「広報あいち日曜版」(新聞4紙)	6月1日
CBSラジオ「あいち県政レポート」	6月14日
「あいちだより」(市町村向け広報資料)	6月号
プレスリリース	35社
後援機関取材依頼によるニュース番組、記事掲載	7社(テレビ1社・新聞6社)
基金HP、総務省メルマガ、愛知県メルマガへの記事掲載	
会場入口での呼び込み	随時

イ 委託事業の地方展示会  
関係団体への委託により全国各地で計画的に開催し、入場者の目標を17,500人以上とする。

イ 関係者の労苦に対し地方在住者の理解を深めるため、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会に委託し、総務省、地方公共団体等の後援を得て、地方展示会を15回開催した。これらの開催に当たっては、全国的組織を持ち、それぞれの地域事情を詳細にかつ的確に把握している各関係団体に委託することにより、地域ごと特色のある展示が可能となった。  
20年度の地方展示会の入場者は、延べ13,823人となり、19年度(13箇所、延べ入場者数12,288人)と比べ増加したものの、年度目標(17,500人)の79.0%にとどまった。

○(社)元軍人軍属短期在職者協力協会

テーマ:平和祈念展

内容:恩給欠格者の労苦を物語る写真パネルや実物資料を展示

開催箇所:7箇所 延べ入場者数:4,553人

(開催時期等)

①8月8日～10日 長崎県平戸市平戸文化センター(入場者735人)

②8月29日～31日 山形県飯豊町 中部農村活性化センター  
(入場者244人)

③9月12日～14日 神奈川県大和市 大和市保健福祉センター  
(入場者367人)

④9月23日～25日 福岡県みやま市 まいピア高田 (入場者745人)

⑤10月25日～27日 香川県さぬき市 ゆーとぴあ みろく(入場者368人)

⑥11月9日～11日 愛知県名古屋市 桜華会館 (入場者255人)

⑦12月7日～13日 大分県大分市 大分県立総合文化センター  
(入場者1839人)

○(財)全国強制抑留者協会

テーマ:シベリア抑留関係展示会

内容:シベリア抑留者が帰国後に当時の体験を描いた絵画、実物資料、引揚船・収容所の模型等を展示

開催箇所:8箇所 延べ入場者数:9,270人

(開催時期等)

①7月2日～6日 北海道稚内市 稚内総合文化センター(入場者1100人)

②7月16日～21日 茨城県筑西市 しもだて地域交流センター アルテリオ  
(入場者850人)

③7月23日～27日 茨城県笠間市 笠間市立笠間公民館(入場者1200人)

④8月1日～4日 静岡県富士市 富士市産業交流展示場 ふじさんめっせ  
(入場者950人)

⑤8月6日～10日 愛知県瀬戸市 パルティせと(入場者1200人)

⑥8月12日～17日 愛知県豊川市 桜ヶ丘ミュージアム(入場者2000人)

⑦8月27日～31日 愛知県稲沢市 稲沢市総合文化センター(入場者1320人)

⑧9月30日～10月2日 千葉県東金市 サンピアアートギャラリー(入場者650人)

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる。

⑤ ア 平和祈念展示資料館

平成21年3月末日現在、平和祈念展示資料館入館者総数の5.6%に当たる2,690人からアンケートを徴し、過半数を大きく上回る84.4%の方から満足した旨の回答を得た。

また、アンケートに寄せられた要望のうち、「遺書などで文字が薄れているものは、訳が欲しい」、「頼めば説明してもらえるのか」「展示を各地で行って欲しい」など実現した。

イ 特別企画展

入場者総数の5.8%にあたる194人からアンケートを徴し、回答者の91.8%の方から満足した旨の回答を得た。また95.6%の方から印象深いとの回答を得た。記述された印象としては、「その時代に生きた者として当時に思い出し懐かしく思う」「死亡告知が悲しかった。時刻不明、〇〇方面等の記載をみる家族の気持ちを思った。」「私が寄贈した資料が展示され、何回も見た」等の感想が寄せられた。

また、今後への希望については、「学校の長期休暇に併せて戦争体験を語って欲しい。」「資料が何時までも残り後世にみてもらいたい」等が寄せられていた。

ウ 平和祈念展(銀座展)

入場者総数の3.8%にあたる389人からアンケートを徴し、回答者の約8割以上の方から満足した旨の回答を得た。

また、入場者から次のような感想が寄せられた。

具体的には、

「当時の辛さがわかり、心うたれた」、

「終戦後、ソ連や満州から引きあげる人々の状況がよくわかった」、

「映画やテレビ、本等で、戦争の悲劇を知っていましたが、より現実的にその惨状を知ることが出来ました」、

「時系列とテーマ毎の解説がわかりやすかった」

エ 地方展示会(愛知展)

入場者総数の25%にあたる879人からアンケートを徴し、回答者の87%の方から満足した旨の回答を得た。

また、入場者から次のような感想が寄せられた。

また、具体的には、

「平成生まれの私には新しく知ることばかりであった」、

「実物の展示によって当時の姿が見えてくるようであった」、

「小6の息子が歴史を学んで分かることもあるようで、連れてきてよかった」、

「写真や実物、証言など、様々な資料を豊富に展示してありわかりやすかった」

⑥ 関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。

(4) 基金解散後の資料等の在り方

在り方の検討状況を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。

⑥ 関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。

(4) 基金解散後の資料の在り方

在り方の検討状況を踏まえ、資料等の円滑な移管等のため、資料分類コード、資料の仕分等、効果的、効率的に管理していくための方策を検討しつつ、資料整理(棚卸し)等の準備作業を適切に進める。

⑥ 関係資料の貸出し

20年度は、地方公共団体等から法人所蔵資料の借用申出は、9か所607点であり、次のとおりである。ちなみに、19年度の貸出状況は、4箇所貸出資料の点数は190点である。

【資料の貸出先】

ア 宮崎県(平和祈念資料展示室に展示)

貸出期間:20年4月1日~21年3月31日 貸出資料:複製資料 4点

イ (株)正進社(教科書副教材に写真掲載)貸出資料:臨時召集令状 1点

ウ (株)千代田ラフト(NHK・ETV特集制作)貸出資料:小柳次一氏関連資料 500点

エ 大和市平和都市推進事業実行委員会(戦争体験者証言 DVD作成)

貸出資料:資料館ジオラマ人形(收容所)写真 1点

オ (社)日本戦災遺族会(「戦災と平和展」において展示)

貸出資料:写真パネル 13点

カ 新宿区役所(平和展に展示) 貸出資料:写真 3点

キ ピース大阪(特別展「満州国とシベリア抑留」において展示)

貸出資料:写真パネル 4点 図表パネル 2点

ク (社)元軍人軍属短期在職者協力協会(平和祈念展において展示)

貸出資料:小柳次一氏写真パネル 78点

ケ (株)マルテクリエイト(小学生の社会6年に写真掲載)

貸出資料:臨時召集令状 1点

これらのほか、舞鶴市から資料提供依頼のあった「平和祈念フォーラム2008」の録音テープをコピーして送付した。

- (4) 当法人内部に有識者を加えた「資料整備等検討委員会(20年3月31日理事長決定)」を立ち上げ、寄贈等を受けた実物資料等の整理、記録保存等の方法について検討を開始し、移管のために必要な目録データの整備、現物資料と目録データとの突き合わせ、移管用基礎データの作成等を行うことを決定した。これらを踏まえ、資料を整理するに当たり、資料の搬出を考慮した整理の仕方、現物と目録との突き合わせ、データ入力等の「所蔵資料等の整理業務」を効果的に民間企業のノウハウを活用するため、「所蔵資料等の整理業務」の企画競争を実施した。その結果、20年7月下旬にナカシャクリエイト(株)に資料整理業務を委託し、21年3月27日に検討委員会を開催し、委託業者から現況のデータ、資料の状況等の最終報告を受けた。

<p>2 調査研究 (1) 労苦の実態把握 基金の解散を見据え、関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。</p>	<p>2 調査研究 (1) 労苦の実態把握 関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。</p>	<p>(1) 労苦の実態把握 20年度は、「平和の礎」全19巻を基に、恩給欠格者にあつては戦域別の労苦の実態を取りまとめ、戦後強制抑留者にあつては従事した作業別(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)の労苦の実態等を取りまとめた。 また、引揚者については、関係者から手記25件を採録した。</p>
<p>(2) 外国調査の実施 これまで実施した旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集した資料の調査・研究成果の取りまとめを行う。</p>	<p>(2) 外国調査の実施 ロシア連邦・カザフスタン等中央アジア諸国公的機関等から収集した資料に基づき戦後強制抑留の状況についての取りまとめを行う。</p>	<p>(2) 外国調査の実施 平成14年度から19年度までに収集した資料は、行政文書(露文)2398文書及びその和訳文書177文書、書籍のコピー(露文)1451枚及びその和訳112枚、記録映像2本、写真47点、その他の資料10点があり、これらの資料について、所蔵館別、地域別、年代別に整理を行った。</p>
<p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 (1) 記録の作成・頒布 ① 総合データベースの構築 調査研究の成果等について、後世に継承できるよう、電子データ化を推進する。</p>	<p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 (1) 記録の作成・頒布 ① 総合データベースの構築 調査研究の成果のうち、まだ実施していない『平和の礎18』(130件)の電子データ化を効率的に推進する。</p>	<p>(1) 記録の作成・頒布 ① 総合データベースの構築 『平和の礎18』について作業を行い、総合データベースシステムへの取り込みを完了した。</p>



② 調査研究の成果の出版等  
調査研究の成果を「平和の礎」等として出版する。

また、これまでの調査研究の成果を基金解散後においても活用できるよう、取りまとめを行う。

③ 出版物等の活用

出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。

また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。

② 調査研究の成果の出版等

労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を取りまとめ、「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦」として作成する。また、労苦調査及び外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料の調査研究の成果について、基金解散後においても活用できるようその方策について検討する。

③ 出版物等の活用

出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。また、基金作成の啓発ビデオ映像については、平和祈念展示資料館ビデオシアターにおいて1日7回以上上映するとともに、その他の関連ビデオについては、ビデオコーナー(個人視聴)において視聴できるようにし、積極的活用を図る。また、これら出版物等については、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布し理解の促進を図る。また、平成16年度に刊行した「戦後強制抑留史」については、翻訳作業を引き続き行い、関係諸国の図書館・大学等に配付するなど、外国においても周知されるよう活用を図る。

② 調査研究の成果の出版等

19年度に実施した恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦調査結果を「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦19」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦19」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦19」として、下記のとおり編纂した。

なお、編纂に当たっては、これら手記等について戦史叢書、陸海軍辞典、地名・人名辞典のほか各種歴史書籍等との照合を行い、かつ必要な場合には、当該体験者に照会するなどの方法により、史実との整合性、客観性の担保等に努めた。

「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦19」

手記(労苦体験記) 17点 聞き取り調査記録 54点

「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦19」

手記(労苦体験記) 19点 聞き取り調査記録 17点

「海外引揚者が語り継ぐ労苦19」

手記(労苦体験記) 25点

また、外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料については、基金解散後においても活用できるようにデータベース化する方向で資料の分類整理方法等の検討を行った。

③ 出版物等の活用

平和祈念展示資料館の図書コーナーでは、当法人の出版物を含め図書約2,500冊を常設している。

隣接する証言コーナーでは、3問題関係者の証言を聴ける機材を6台設置し、啓発用ビデオ映像は、毎時、ビデオシアターにおいて上映している。

また、戦争体験者の労苦の記録としての「平和の礎」に、大人から子供まで関心を持っていただけるように編纂した『「平和の礎」選集3』及び満州からの引き揚げを漫画にした『遙かなる紅い夕陽』については、入手を要望する来館者等が多いことから、必要部数を増刷し、前年度に引き続き、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布した。

更に、調査研究の成果として編纂した『平和の礎18』及び『平和の礎19』を作成し、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布した。また、全国の国公立図書館等(2,320か所)にも頒布した。

「戦後強制抑留史」の英訳版を関係諸国の図書館・大学等(780か所)に配付するとともに、ホームページに掲載し、国の内外からも戦後強制抑留の実態を周知されるようにした。

なお、ホームページの「戦後強制抑留史」へのアクセス件数は、4万件を超え、当法人のホームページへのアクセスの3.6%となっている。

(2) 講演会等の実施

① 講演会等の開催

関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、中期目標の期間の2年6月間において10回以上開催する。

(2) 講演会等の実施

① 講演会等の開催

著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを京都府舞鶴市で開催する。このほか、東京都において同様のフォーラムを開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは1,000人以上、後者のフォーラムでは300人以上とする。

① 講演会等の開催

ア フォーラム2008(舞鶴市)の開催

平和祈念フォーラム2008を、下記のとおり実施した。入場者は1,012人となり、年度目標(1,000人)を達成した。

【開催概要】

行事名	平和祈念講演会「平和への願いを語り継ごう～戦争体験の労苦を通して～」
会場	舞鶴市総合文化会館 大ホール
会期	平成20年9月6日
共催	舞鶴市、舞鶴市教育委員会、引揚最終船入港50周年・舞鶴引揚記念館開館20周年記念事業実行委員会
後援	総務省、京都府、京都府教育委員会ほか
入場者数	1,012人(目標1,000人)

【プログラム】

・第1部 「若い世代に伝えたい引揚体験と行く先々で出会った人々」

出演者 鈴木史朗氏(フリーアナウンサー・引揚体験者)

・第2部 「語り継ぎたい、私の人生に残っている記憶～戦争体験を通して～」

出演者 鈴木史朗氏 長山藍子氏(俳優・引揚体験者) 津川雅彦氏(俳優)

解説者 田久保忠衛氏(杏林大学客員教授)

【広報等】

ポスター・チラシの配布・掲示 (京都府下の公共図書館、博物館、駅、近畿各市、市内各所[店舗、観光施設等])	約280カ所
団体関係(京都支部会員)案内状送付	約200通
新聞広告(京都新聞) 8月8日 朝刊 テレビ欄 半5段	約43万部
新聞折込チラシ(京都新聞) 8月12日 朝刊	10万世帯
舞鶴市立小中学校校長会 参加呼びかけ	7月11日
「広報まいづる」記事掲載(7月16日号、8月1日号、8月16日号、9月1日号)	4回
自治会チラシ回覧	8月15日
広報版設置(舞鶴市)	8月16日～9月7日
基金HP、舞鶴市HPへの記事掲載	
後援機関取材依頼によるニュース番組、記事掲載	4社(新聞4社)

○また、フォーラムに参加したきっかけをお訊きしたところ、アンケート回答者の内304人の方(65.9%)が「戦争時代や平和について関心があった」と、189人の方(41.0%)が「出演者に興味を引かれた」と回答している。

更に、「フォーラムに参加して、心に残ったこと感じたことがありましたら、お書き下さい」という質問においては、引揚体験者からは「当時は思い出しながら聞いた」、「今後も末永く、語り継がれて行かれんことを祈念します」などの回答が、それ以外の者からは「祖父母の世代が体験したことを子供達に語り継いで行くために、よい機会を頂いた」「戦争を知らない私達は、正しく過去のことを学ぶ義務があると思う」などの回答を得た。

## イ フォーラム2008(東京)の開催

平成21年2月22日東京新宿の明治安田生命ホールにおいて、平和祈念フォーラム2008を2部構成で、当法人単独で「校内放送番組制作コンクール表彰式と同時開催を実施した。

このことにより、100人を超える高校生が参加した第1部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」において、ビデオ制作で感じたことなどを司会者が質問をし、入場者の参加型のパネルディスカッションを実施することができた。

### 【プログラム】

○平和祈念フォーラム2008

・第1部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」というテーマについて、高校生が参加するパネルディスカッションを行った。

司会者 生島 ひろし

パネリスト 高校生4名

その他 フォーラム参加者

・第2部「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和の尊さ」というテーマで、戦争体験者中心のパネルディスカッションを行った。

司会者 生島ヒロシ

ゲスト・パネリスト 松島トモ子及び戦争体験者

解説者 田久保忠衛

その他 フォーラム参加者

その後、第5回高校生ビデオコンクール表彰式及び優秀作品の紹介

○開催に当たっては、ホームページの応募フォームより募集したほか、首都圏のJR、東京メトロ等に車額交通広告(12月24日～)、首都圏の学校等へのポスター及びチラシの配布、平和祈念展示資料館における応募受付、報道機関への情報提供など事前の広報、当日参加の呼びかけなどを実施したが、雪による交通機関の乱れにより参加予定の北海道の高校生(23人)が当日参加できず、入場者数の目標300人を若干下回る284人であった。

○入場者数の54%にあたる154人からアンケートを徴し、第1部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」の印象については、回答者の86%の方から「よかった」との回答を得た。第2部「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和へ尊さ」の印象については、回答者の84%の方から「よかった」との回答を得た。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、中期目標の期間の2年6月間において30回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催  
「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、15回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど、効率的運営を行う。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、下表のとおり25回の「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を全国的に展開して開催した。

また、このうち11回は、法人所蔵資料や地元会員所有資料など関係者の労苦を物語る資料を展示する地方展示会と一体的に行うことにより事業の効率化を図り、経費の節減に努めた。

委託先	開催日	開催場所	参加人員
(財)元軍人軍属短期在職者協力協会	8月8日、10日	長崎県平戸市 平戸文化センター	421人
	8月30日	山形県西置賜郡飯豊町 中部農村活性化センター	125人
	9月13日	神奈川県大和市 大和市保健福祉センター	155人
	9月24日	福岡県みやま市 みやま市まいピア高田	480人
	10月26日	香川県さぬき市 ゆーとびあ みろく	186人
	11月9日	愛知県名古屋市 桜華会館	90人
(財)全国強制抑留者協会	6月5日	大分県大分市 大分県立総合文化センター	100人
	6月19日	富山県富山市 富山市池多公民館	85人
	7月1日	静岡県富士宮市 富士宮市立大宮小学校	100人
	7月13日	石川県加賀市 平和堂アルプラザ	100人
	7月13日	富山県南砺市 南砺市愛農開館	50人
	7月15日	静岡県富士市 富士市立広見小学校	150人
	7月19日	茨城県筑西市 しもだて地域交流センター・アルテリオ	80人
	7月22日	静岡県富士宮市 静岡県立富士宮東高等学校	45人
	7月26日	茨城県笠間市 笠間市立笠間公民館	120人
	8月4日	静岡県富士市 富士市めっせ	60人
	8月10日	愛知県瀬戸市 パルティせと	130人
	8月17日	愛知県豊川市 桜ヶ丘ミュージアム	160人
	8月31日	愛知県稲城市 稲城市総合文化センター	150人
	9月18日	富山県南砺市 新下町公民館	180人
10月15日	北海道札幌市 札幌市立西宮の沢小学校	82人	
10月19日	三重県四日市市 三重北勢地域地場産業振興センター	150人	
11月11日	鳥取市琴浦町 まなびタウンとうはく	55人	
11月11日	北海道札幌市 札幌市立前田中央小学校	122人	
(財)引揚者団体全国連合会	10月26日	岩手県盛岡市 国保会館大ホール	75人
合計 25カ所			1,771人

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

全国の高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

平成20年度に実施した第5回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約5,300校すべての高校を対象に募集パンフレットを発送するとともに関係教師へのコンクール告知FAXの送信、コンクール、コンテスト専門誌への募集広告、協力媒体での募集告知など参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州の各地方から31の高校(前年比7校増)が参加し51作品(前年比21作品増)の提出を得た。

今年度は、提出された51作品について、基金における第1次審査で10作品を選定し、映像制作の専門家や体験者等を受けた審査委員会による第2次審査においては、最優秀賞1校、優秀賞2校を決定した。これを受けて平成21年2月22日、新宿明治安田生命ホールにおいて表彰式を実施した。表彰式にはコンクール参加校の高校生を含め284名の来場者を得て、全作品のダイジェスト版を上映するとともに、入賞作品のビデオを全編上映した。なお、今回の表彰式には、ゲストとして引揚げの体験者であり旧ソ連に抑留中に死亡した父親をもつ松島トモ子氏を招き、ご自身の体験談等のお話を伺った。この本表彰式の様子については、平成21年3月14日CSのテレビ局である朝日ニュースターにて放送された。

(3) 語り部の育成

関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、いわゆる「語り部」を前期目標期間に育成して、平和祈念展示資料館に配置しているところであるが、基金の解散を見据え、これまでに育成してきた「語り部」を教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資するなど、積極的に活用する。

(3) 語り部の育成

関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、これまで育成してきた「語り部」を平和祈念展示資料館に年間延60人配置するとともに、東京近郊の学校14校に派遣するなど、「語り部」を積極的に活用する。

(3) 語り部の育成

ア 資料館配置

ゴールデンウィークや夏休み期間中は、労苦の実体験などを生の声で次世代に語り継ぐ「語り部」を平和祈念展示資料館に配置(延35人)し、多くの入館者に積極的に語りかけることにより、理解と感銘を与える工夫と努力を行った。

また、「語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで来館した多くの中学生グループの総合学習等に対しても、個別に対応できる体制を整えている。この結果、「語り部」の配置は、予約を含め延117人となった。

表 平和祈念展示資料館における「語り部」及び「説明員」の対応状況  
(月別:対応団体数、対応人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
団体数	7	13	10	10	10	6	7	5	3	5	3	5	84
対応人数	93	181	145	138	177	69	154	179	88	51	22	113	1,410

イ 学校派遣

東京近郊の小学校の要請を受けて「語り部」を派遣し、総合学習の場などを通じて「語り部」自らの体験談を始め関係者の労苦や平和の尊さについて語り継ぐ事業を行った。

平成20年度「語り部」学校派遣事業実績					
No.	日 程	学 校 名	クラス数	児童数	分 野
1	20年9月19日(金)	葛飾区立上小松小学校	3クラス	98名	兵士・引揚
2	10月7日(火)	松戸市立松飛台小学校	4クラス	138名	抑留
3	10月20日(月)	北区立十条台小学校	1クラス	29名	兵士
4	10月29日(水)	小平市立小平第八小学校	2クラス	71名	抑留
5	10月31日(金)	清瀬市立清瀬第七小学校	2クラス	51名	抑留
6	11月6日(木)	調布市立富士見台小学校	2クラス	70名	兵士
7	11月17日(月)	草加市立氷川小学校	3クラス	95名	抑留・引揚
8	11月20日(木)	狛江市立狛江第一小学校	3クラス	100名	抑留・兵士
9	11月25日(火)	新宿区立四谷小学校	2クラス	64名	抑留
10	11月28日(金)	杉並区立四宮小学校	4クラス	125名	抑留
11	12月5日(金)	清瀬市立清明小学校	2クラス	70名	引揚
12	12月10日(水)	流山市立新川小学校	2クラス	54名	兵士
13	12月15日(月)	杉並区立久我山小学校	2クラス	74名	抑留
14	21年1月16日(金)	狭山市立広瀬小学校	3クラス	88名	抑留
			35クラス	1,127名	延20人派遣

19年度は14小学校の学童延べ35クラス、1,119人に対し実施したが、20年度においては、小学校14校、学童延べ35クラス、1,127人（前年度比8人増）に対し、世界地図を用いて具体的な場所を指しながら、本人の当時の経験を紙芝居にするなど子どもたちにわかりやすくする工夫をしながら、直接語りかけ質問等に対しても時間の許す限り丁寧に対応した。

(4) 催し等への助成

関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰籍事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。

(4) 催し等への助成

財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、現地慰霊訪問、シンポジウム等交流慰籍事業の開催に対し助成を行う。

○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業（慰霊祭及び慰霊訪問）に対し助成を行った。

【シベリア抑留関係中央慰霊祭】

平成20年10月22日、東京都千代田区の九段会館で開催（参加者約800人）

【地方慰霊祭】

地方慰霊祭は、地方の「ソ連抑留犠牲者慰霊碑」が存在する各地18か所で開催し、参加人数は延べ1,951人であった。

【シベリア慰霊訪問】

年度		期 間	日数	場 所	参加人数
20	1	8月18日～22日	5日	ハバロフスクA班	15人
	2	8月15日～18日	4日	ハバロフスクB班	8人
	3	8月18日～22日	5日	アムール班	8人
	4	8月17日～25日	9日	イルクーツク班	10人
	5	8月22日～27日	6日	カザフスタン班	10人
				合計	51人

○財団法人全国強制抑留者協会が実施した日・ロシアシベリア抑留関係事業(シンポジウム)に対して助成を行った。  
 これは、戦後強制抑留者、その遺族及び戦後強制抑留中に死亡された方の遺族に対し慰藉の念を示すとともに、強制抑留の原因や実態を正しく伝え、強制抑留について啓蒙するために日本及びロシアで実施されたものである。東京におけるシンポジウムでは、関係団体の関係者、ロシア相互理解協会会長等、関係2省庁の担当官も出席し、シンポジウム形式で活発な意見交換が行われた。  
 ①【抑留問題 日・露シンポジウム】於:モスクワ 平成20年9月9日、ロシア・モスクワ市マリオネットロイヤルホテルで開催(参加者13人)。  
 日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏ら6名が、ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、世界経済・国際関係研究所日本センター長ラムゼス氏ら7名が出席し、抑留問題について活発な意見交換が行われた。  
 ②【抑留問題 日・露シンポジウム】於:東京 平成20年10月22日、九段会館で開催(参加者35人)  
 ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、ロシア国会露日交流議員連盟事務局長カザコフ氏ら7名が、日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏、常務理事井上万吉氏をはじめ、総務省、外務省の関係担当官及び法人職員などの出席のもとに、抑留問題について、活発な意見交換が行われた。

4 書状等の贈呈事業

4 書状等の贈呈事業  
 関係者に対する書状等の贈呈事業への請求(平成19年3月31日に受付終了)のうち、未処理案件についての迅速な処理を行う。

平成20年度における書状等贈呈事業の請求書の処理案件は、戦後、60年余りが経過し関係者の高齢化が進んだこと等に伴い、軍歴等の事実確認が困難な案件であったが、厚生労働省及び都道府県さらには、請求者等に再度照会する等をして、恩給欠格者関係3,588件、戦後強制抑留者関係29件、引揚者関係10件、計3,627件の処理を行った。この結果、書状等請求のあったものについては全ての処理を終了した。  
 その結果、恩給欠格者456,342件、戦後強制抑留者324,753件、引揚者73,675件で、総計854,770件となった。

5 特別記念事業等  
 (1) 特別記念事業の実施

(1) 特別記念事業  
 恩給欠格者、戦後強制抑留者又は引揚者であって現に生存する者のうち平成21年3月31日までに申請のあった者に対して、次のとおり特別慰労品を贈呈する。

平成20年度における特別記念事業については、請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえて新聞広告、ラジオによる広報ホームページへの掲載都道府県市区町村広報誌への掲載の依頼、テレビによる広報等出来る限りの広報をするとともに、特別記念事業の特別慰労品の贈呈対象者は過去に書状等の贈呈を受けた者であることから、過去に書状等の贈呈を受け、未だ請求の手続きをされていなかった者(67万6千人)に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」(お知らせ文書、請求書及び返信用封筒を同封)を送付し、対象者に1人でも多く請求していただくように直接働きかけをし、さらに、「お知らせ」が宛先不明等により返送されてきたものについては電話により住所の確認をし、確認が取れたものについては再度「お知らせ」を送付する等積極的に請求の働きかけをした。  
 なお、「お知らせ」に同封した請求書には、書状贈呈時のデータを利用して、住所、氏名等を印字し、請求者本人が記載する欄は、請求年月日、本人の署名及び希望する特別慰労品の選定のみとし、請求者本人の負担の軽減を図った。  
 これらの結果、平成20年度においては、受付198,154件(19年度126,478件)19年度比156.7%と多くの請求を受け付け、また、認定も平成20年度においては、170,614件(19年度104,515件)19年度比160.3%と多くを行った。

特別記念事業の受付件数・認定件数					
		平成21年3月末日現在			
	年度	恩給欠格者	戦後強制抑留者	引揚者	全体
受付件数(件)	19	69,071	33,247	24,160	126,478
	20	96,658	39,582	61,914	198,154
認定件数(件)	19	53,628	33,036	17,851	104,515
	20	95,458	36,771	38,385	170,614
認定率(%)	19	77.6	99.4	73.9	82.6
	20	98.8	92.9	62.0	86.1

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。

- ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品
- イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯

② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。

- ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品
- イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯

② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

①平成20年度における恩給欠格者に対する受付件数は96,658件、贈呈件数は95,458件、認定率98.8%である。

ア 左記「達成目標」欄記載の7の条件の恩給欠格者に対する5万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は82,315件であり、その内訳は次のとおりであった。

(恩給欠格者・外地)

(恩給欠格者・外地)						
	旅行券等引換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計
贈呈件数	46,731	22,239	6,081	2,620	4,644	82,315
構成比(%)	57	27	7	3	6	100

イ 同イの条件の恩給欠格者に対する3万円相当の旅行券等又は銀杯贈呈件数は、13,143件であり、その内訳は、次のとおりであった。

(恩給欠格者・内地)

	旅行券等引換券	銀杯	計
贈呈件数	7,690	5,453	13,143
構成比(%)	59%	41%	100%

②戦後強制抑留者に対する受付件数は39,582件、10万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は36,771件、認定率92.9%であり、その内訳は、次のとおりであった。

	旅行券等引換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計
贈呈件数	23,614	8,524	2,035	1,214	1,384	36,771
構成比(%)	64%	23%	6%	3%	4%	100%



③ 引揚者に対する慰労品の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。

(2) 特別記念事業実施の周知

本事業の請求期限が平成21年3月31日までと迫っていることから、一人でも多くの関係者への周知を図るべく、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼等多方面にわたり周知活動を展開するものとする。また、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別にお知らせを行うものとする。

③ 引揚者に対する慰労品の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。

(2) 特別記念事業実施の周知

本事業の請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえ、新聞・テレビ・ラジオ等を活用した広報を行うとともに、地方公共団体及び関係機関と緊密な連絡を図り、都道府県・市区町村等の広報紙への掲載依頼及び老人福祉関係機関に対する直接広報、並びに基金及び関係団体主催の講演会等の場における相談員の配置による広報等、広範かつ積極的な広報活動を実施し、関係者への周知を図る。また、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別にお知らせを行い、特別慰労品の請求を案内する。

③引揚者に対する受付件数は61,914件、銀杯の贈呈件数は38,385件、認定率62.0%であった。これは、請求期限の平成21年3月に多く請求書を受け（3月のみで2万2千件）、また、多くの請求者は引揚げ当時幼少であったことから、請求書類の記載事項に不備が多くあることから、請求者本人、都道府県等に照会し、事実確認をしつつ認定を行う必要があり、恩給欠格者、戦後強制抑留者と比べ認定率が低くなったものである。

(2) 特別記念事業実施の周知

請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえ、当事業を広く関係者の方々に周知するため、新聞広告（中央紙・ブロック紙・地方紙計73紙）の掲載、ラジオによる広報、ホームページにおける掲載、法人が主催するフォーラム、平和祈念展でのPR活動や相談窓口の設置、全都道府県及び市区町村へのポスター、パンフレットの配布や広報紙（誌）への掲載の要請、都道府県担当者会議等の開催などの取り組みを幅広く実施しました。

また、20年4月から6月の間に、過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある者で未だ請求手続きを行っていない者（67万6千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」（請求書を同封。）を送付し、直接、特別慰労品の請求について案内をした。

なお、具体的には次のとおりである。

① 新聞・テレビ・ラジオ等を活用した広報

ア 全国紙（全5段）またはブロック紙・地方紙（半5段）に新聞広報（20年6月から21年3月まで毎月交互）

イ 全国紙4、ブロック紙3の突き出し広報（20年8月及び21年3月）

ウ テレビによる広報（21年2月）

政府広報により実施

エ ラジオによる広報（20年8月～21年3月）

今年度から新たな媒体として取り入れたものであり、予想以上の反響があった。

オ 雑誌媒体への広告掲載は、以下の各誌について、平成20年12月～平成21年2月までの間に1回掲載。

「週刊文春」、「週刊新潮」、「趣味の園芸」、「文芸春秋」、「きょうの料理」、「今日の健康」、「いきいき」、「安心」、「壮快」

### (3) 標準期間の設定

申請者の負担の軽減、審査機関の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状等贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月(上記(2)のお知らせを受けて請求した者については3週間)、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする。

### (3) 標準期間の設定

申請者の負担の軽減、審査機関の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状等贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月(上記(2)のお知らせを受けて請求した者については3週間)、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする。

### (3) 標準期間の設定

請求書の様式について、既に書状等を受けた者の請求書については記載項目を簡易にし、その結果、書状等の贈呈者からの請求案件の標準審査期間の1か月以内で処理ができたものは73%。  
また、「お知らせ」に係る請求書については書状認定時のデータを利用して住所、氏名等印字し、請求者には署名及び贈呈の品の記載のみをしていただく等請求者の負担の軽減を図った。その結果、「お知らせ」を受けて請求した者からの請求案件の標準審査期間の3週間以内で処理できたものは88%。  
それ以外の者からの請求案件の標準審査期間の3月以内で処理ができたものは73%。  
であり、概ね期間内に処理を終了している。  
なお、「お知らせ」に係る請求の審査に当たっては、基金内の事務処理において、旧書状等贈呈事業の認定時のデータを利用し、データベースを作成し、その住所、氏名等のデータを利用するなどの事務処理の迅速化を図りながら標準処理期間内に処理を終えるように努めた。  
一方、処理期間内に処理できなかったものは、  
① 請求書の記載事項が不備のため、請求者本人への照会を必要としたもの。  
② 請求書の記載事項について、厚生労働省又は都道府県において履歴確認、引揚の事実確認を必要としたもの。等である。  
なお、回答が遅れた関係省庁又は都道府県に対しては、処理の促進について申し入れを行うとともに、基金からの支援策の有無についても、検討を申し入れた。

- ② 都道府県・市区町村の広報紙への掲載等  
ア 「例文」を示して自治体広報紙(誌)に掲載依頼(7月、12月)  
イ 管区行政評価局長・行政評価事務所長会議で周知(20年5月)
- ③ 老人福祉関係機関に対する広報  
全国老人クラブ連合会機関誌掲載(5月)  
全国老人福祉協議会会員にポスター掲示(7月、12月)  
全国老人クラブ大会におけるチラシの配布(11月)
- ④ 講演会等での相談員の配置  
東京(銀座松坂屋デパート)及び名古屋市内で開催した「平和祈念展」(8月、9月)、並びに舞鶴市内で開催した「平和祈念フォーラム」(9月)においては、ポスターを掲示するとともに、請求案内パンフレット及び請求書類を備え、特別記念事業「相談コーナー」を開設し、関係者への周知と相談応答業務を実施した。  
なお、舞鶴市での「平和祈念フォーラム」では、引揚者に特化した「ちらし」を作成し会場において配布した。
- ⑤ 特別慰労品の請求の促進  
これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者に、漏れなく請求をしていただき、1人でも多くの方に慰労品の贈呈をするために、4月から6月にかけて約67万6千件の「お知らせ」(お知らせ、簡易な請求書、返送用封筒等を同封)を送付した。
- ⑥ その他広報活動  
19年度に引き続き、関係団体に対しては、団体の機関紙への記事掲載及び団体が主催する地方展示会におけるポスターの掲示、請求書の頒布等の実施を要請するとともに、団体の地方支部及びその会員の方々に対して請求書を配布し、申請を積極的に働きかけるよう要請した。

また、大連からの引揚者の団体「日本大連会」の協力を得て、同団体のホームページに特別記念事業のチラシを掲載し、21年1月の会報を会員に配布するときにチラシを同時に配布していただいた。更に、「奉天会」、「牡丹江会」などの引揚関係の10団体に対しては、会報などの機関誌への記事掲載を依頼するとともに団体の会合においてチラシの頒布をお願いするなど、引揚者からの申請を促進するため積極的な働きかけを行った。

以上の広報の実施に伴い、昨年に引き続き、関係者からの問い合わせに対応する相談コーナーを特別記念事業当事務室や法人主催の平和記念展、フォーラムの会場に設け、資格要件、申請手続き等について相談に応じた。その相談件数は、事務室内では991件平和祈念展等では340件となっている。

また、無料電話の電話相談窓口には、特別記念事業の制度、資格の照会、請求の方法について照会、請求後の事務処理状況、事業対象外などの苦情等の問い合わせが20年度1年間で103,994件となっている。

<p>(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立</p> <p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、専門の委員会を設置するとともに、関係機関と調整しつつ基金解散までの間に各々慰霊碑を建立する。</p>	<p>(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立</p> <p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する。</p>	<p>(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立</p> <p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立予定地について、政府部内の調整が21年3月にずれ込んだため、年度内に検討に着手するに至らなかった。 ただし、委員会設置要綱の原案作成、検討会委員候補者の選定及び内諾等の準備作業に万全を期した。 (なお、第1回の検討委員会は5月29日(金)に、平成22年夏の竣工に向けて検討を開始した。)</p>
<p>6 その他の重点事項 (1) 効果的な広報</p> <p>関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要 な広報を効果的に実施する。</p>	<p>6 その他の重点事項 (1) 効果的な広報</p> <p>当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」、「年報」、「基金だより」を作成、配付する。 平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。</p>	<p>(1) 効果的な広報 ◎ 広報の実施状況</p> <p>展示資料館の入館者を増やすため、平成20年度の広報については、昨年度の広報(①事業案内(8,031部)の配布、②JR新宿駅西口及び東京メトロ西新宿駅の駅周辺案内図の掲示、③交通広告、新聞広告、④平和祈念展、特別企画展、フォーラムへの参加を促進するための交通広告等)に、次に掲げる広報を実施した。</p> <p>① 住友ビル商店会主催のサマーフェア新聞折込広告(約12万部配布)への記事掲載。 ② 東京周辺のコミュニティー新聞(約40万世帯配布)への記事掲載(3回)及び同新聞社による「平和祈念展示資料館見学会」企画の実施及び同社「受験フェア」における生徒・教員・保護者へのパンフレット配布を実施。さらに、同新聞社の親会社であるガス会社の料金センター等へのリーフレット設置配布。 ③ 展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるように、ホームページの掲載内容を更新(5月末)。(7月と8月に各1団体ずつ申込みあり)また、20年11月12日、全市区町村に対し、「平和祈念展示資料館への入館促進について」を送付し、団体見学の協力要請を行った。 ④ 校内放送番組制作コンクールの参加校募集の際に全国の高等学校5,481校にパンフレット配布を実施。 ⑤ 教育関連誌・雑誌等への広報(平成21年1月～3月)7誌への広告掲載。 ⑥ ポケット型時刻表(JR新宿駅)への広告掲載(平成21年3月ダイヤ改正用) ⑦ 資料館パンフレットの全国国公私立小中高等学校への送付(平成21年3月) ⑧ タウンガイド等情報誌(「東京ベストガイド」、「東京 修学旅行とっておきガイド」など)への無料広告掲載 ⑨ インターネット情報サイトへの登載 ⑩ ミニ展示会、特別企画展等のポスターを新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置</p> <p>これらの広報を行うに当たっては、以下の工夫を行った。</p> <p>① 平和祈念展示資料館の広報に当たっては、より注目を集めるよう、戦争の労苦体験のある漫画家水木しげる氏にキャラクターデザインを引き続き依頼 ② 平和祈念展示資料館及び平和祈念展に特別記念事業のポスター掲示、請求書や法人刊行物類の常備 ③ 平和祈念展示資料館の交通広告に特別記念事業に係る情報を併せて掲載 ④ 特別企画展・フォーラム用ポスター等に、平和祈念展示資料館案内情報を併せて掲載 ⑤ 特別企画展・フォーラム開催に当たって既参加者への案内状の送付</p> <p>なお、基金の予算、事業計画等については、ホームページに掲載し、国民への情報提供を行っている。</p>

◎広報活動の成果等

これら広報活動の効果もあり、20年度の平和祈念展示資料館の入場者は、48,272人となり、第1次中期計画期間中の平均入場者数44,181人と比べ9.3%増加した。

(2) ホームページの充実

電子データ化された関係資料のうち、公開可能なものについては、ホームページに公開するなど、ホームページの内容を充実させ、各事業年度においてアクセス件数を75万件以上とする。

(2) ホームページの充実

常に最新の情報を提供するとともに、電子データ化された関係資料のうち、公開可能なものについては掲載するなど内容の充実を図り、アクセス件数の目標を75万件以上とする。

(2) ◎ホームページ内容の充実

平和祈念フォーラムの開催案内など、常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新するとともに、ホームページの上から催事への参加申込みが出来るシステムを活用し利用者の利便性の向上に努めた。

5月末には、展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるようにホームページの掲載内容を更新した。(7月と8月に各1団体ずつ申込みあり)

また、8月には「戦後強制抑留史」(抜粋)の英訳版、9月には「独立行政法人平和祈念事業特別基金年報(平成19年度版)」をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開に努めた。

なお、イベント開催時は、当該イベントの開始前より期間中にかけて総務省発行のメールマガジンに掲載し、幅広い世代の層に情報発信を行うことに努めた。

さらにより多くの方に基金ホームページに興味をもってもらえるよう、イベント情報欄に掲載していたミニ展示の開催案内について、6月からは最新情報欄にも掲載し、そこをクリックすると企画書、ポスターの画面がみれるようリンク付けを行い、10月からは、トップページに目玉の展示物の写真を載せるなどし、ホームページ掲載について工夫をした。

◎ ホームページのアクセス件数

アクセス件数は、ホームページの内容充実を図ったことから125万件(1,253,097)となり、目標の75万件以上のアクセス件数を達成した。また、アクセス割合をみるとカウント不明部分があり一概にはいえないが、展示資料館へのアクセスが約4割近くを占め一番多く閲覧された。

平成20年度アクセス月別件数												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
79,352	92,908	97,250	102,913	170,105	97,622	80,571	82,735	81,202	102,416	103,528	162,495	1,253,097

(アクセス割合上位項目) 展示資料館 36.3% 特別祈念事業 8.8% 戦後強制抑留史 3.6%

<p>(3) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体に特別記念事業への理解と協力を得るため、必要に応じ「都道府県実務担当者会議」を開催するなど緊密な連携を図る。</p>	<p>(3) 地方公共団体との連携強化</p> <p>平成20年9月に「都道府県実務担当者会議」を開催するとともに、基金で作成する「事業案内」等を地方公共団体あてに配布し、特別記念事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進を図る。</p>	<p>(3) ◎都道府県実務担当者会議の開催</p> <p>都道府県実務担当者会議は、都道府県の実務担当者に対し、法人の事業についての理解を深めるとともに、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として開催している。</p> <p>平成20年度においては、平成20年9月10日及び11日の両日、開催し、都道府県より担当者64名が出席した。</p> <p>会議は、初日に、特別記念事業の現状概要説明のあと、実施についての協力要請を行った。また、質疑応答の時間を設け、実務に関する意思疎通を図った。</p> <p>2日目は、「旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の在職年」について説明を行った。</p> <p>会議後に出席者にアンケート調査を実施し、特別記念事業の説明について質問したところ、回答数70件(複数回答可)のうち、「本事業の実施状況について理解できた」53件、「県との関わりが理解できた」16件と9割以上から「理解できた」との回答を得た。また、「旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の在職年」についての感想については、回答数78件(複数回答可)のうち、29件の「理解できた」との回答を得、42件の「今後の事務に役立つ」という回答を得た。このことから都道府県実務担当者会議は有意義であり、法人の業務について周知し十分理解を深めてもらうことができた。</p> <p>◎地方公共団体の広報紙(誌)の活用</p> <p>各都道府県・市区町村に対して5月、7月及び12月に、広報紙(誌)への掲載文例(「特別記念事業の実施等について」)を添付して特別記念事業の広報紙(誌)やホームページへの掲載について働きかけた。</p>
<p>(4) 関係資料館との連携</p> <p>基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努める。</p>	<p>(4) 関係資料館とのネットワーク化</p> <p>基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努める。</p>	<p>(4) 関係資料館とのネットワーク化</p> <p>各資料館とのこれまでの協力関係を有効に活用し、20年度は「沖縄県平和祈念資料館」、「知覧特攻平和会館」、「樺太関係資料館」、「仙台市戦災復興記念館」、「大阪国際平和センター」、「堺市立平和と人権資料館」の6関係資料館に出向き入館者増の施策状況について情報交換を行い。また、「埼玉県平和資料館」、「川崎市平和館」、「神奈川県立地球市民かながわプラザ」の3関係資料館については、入館者増の施策状況についてアンケートにより意見を聞き平和祈念展示資料館の入館者増の施策の検討資料を作成した。</p> <p>舞鶴引揚記念館及び舞鶴市から「舞鶴引揚記念館20周年記念事業」の開催において、当法人に協力要請を受けたことから、20年度のフォーラムを舞鶴市で開催することとなり、同館と連携を図り9月6日に「フォーラム2008 平和祈念講演「平和の願いを語り継ごう」を開催した。</p> <p>また、21年度の特別企画展を沖縄で開催することが決定したことを受け、「沖縄県平和祈念資料館」と連携を図り、現地調査を実施するとともに、展示時期、展示会場、展示資料について同資料館の学芸員等と調整しつつ、21年5月14日～24日に開催することとなった。</p>

<p>(5) 外国の関係機関との関係強化 外国における関係機関との間の関係を強化を目指す。</p>	<p>(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦公的機関等との協力関係構築の具体化の方策について検討を行う。</p>	<p>(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦等の公的機関等が保有している資料の所在調査は、平成19年度までに終了した。平成20年度は、映像等の資料について使用許可の契約を取り交わし、基金で使用できるようにした。</p>
<p>(6) 職員の雇用問題 基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。</p>	<p>(6) 職員の雇用問題 基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。</p>	<p>(6) 職員の雇用問題 法人が平成22年9月30日までに廃止が決定していることから、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、関係機関に対して働きかけを行ったものの、結果的に基金独自採用職員1人が平成20年度末で自主退職した。 なお、平成17年度に基金が独自採用した職員2名のうち、1名は既に平成19年度末に退職し、平成20年度より他の独立行政法人に採用されたところである。</p>
	<p>(7) 基金記録史の作成 基金の記録史作成のため、これまでの基金の事業の実績等を内容とする資料を収集する。</p>	<p>(7) 基金記録史の作成 20年度においては、法人の記録史を作成するため、平成19年度までの事業の実績等についてデータベース化を行った。</p>

<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。</p>	<p>「運用方針」等に基づき、運用資金を適正に管理・運用した。管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している。また、運用面においては、利息収入が金利動向に左右されるものではあるが、可能な限り運用収入を得るべく、取得可能な範囲で経済新聞、証券会社等からの最新の金融情報を活用して、金融経済情勢等を収集・把握し、時系列のデータを作成するなどして運用時の判断材料とした。資金計画をきめ細かく行うことにより、平成20年10月より新たに短期運用として譲渡性預金での運用を開始し、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図った。その結果、見込み額とほぼ同程度の474,111千円の運用収入を確保した。</p>																
<p>第4 短期借入金の限度額</p>		<p>—</p>																
<p>第5 重要な財産の処分等に関する計画</p>		<p>—</p>																
<p>第6 剰余金の使途</p>		<p>—</p>																
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画はない。</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>1 方針</p> <p>研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部事務を遂行する。</p>	<p>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 職員の研修</p> <p>職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても講習会を開催し、能力開発の推進と意識の向上を図る。</p>	<p>—</p> <p>費用対効果を考慮し、外部研修に職員を積極的に派遣。</p> <p>◎ 外部研修への派遣</p> <p>外部機関の主催による研修について、積極的に知識や有益な情報を得るため職員を派遣した。その研修の内容についても供覧により職員に周知させることにより、知識の共有を図り、職員個々の能力開発を一層促進させた。</p> <table border="1" data-bbox="916 983 1765 1442"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>主 催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新入社員等防災研修会</td> <td>住友ビル管理会社</td> </tr> <tr> <td>防火管理講習</td> <td>東京消防庁</td> </tr> <tr> <td>情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会</td> <td>総務省関東管区行政評価局</td> </tr> <tr> <td>関東地区行政管理・評価セミナー</td> <td>総務省関東管区行政評価局</td> </tr> <tr> <td>ビジネスアソシエ経営セミナー (福利厚生施策)</td> <td>NTTビジネスアソシエ</td> </tr> <tr> <td>内部統制実務セミナー</td> <td>新日本有限責任監査法人</td> </tr> <tr> <td>人事労務セミナー</td> <td>株式会社フォーブレーション</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	主 催	新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社	防火管理講習	東京消防庁	情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会	総務省関東管区行政評価局	関東地区行政管理・評価セミナー	総務省関東管区行政評価局	ビジネスアソシエ経営セミナー (福利厚生施策)	NTTビジネスアソシエ	内部統制実務セミナー	新日本有限責任監査法人	人事労務セミナー	株式会社フォーブレーション
研 修 名	主 催																	
新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社																	
防火管理講習	東京消防庁																	
情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会	総務省関東管区行政評価局																	
関東地区行政管理・評価セミナー	総務省関東管区行政評価局																	
ビジネスアソシエ経営セミナー (福利厚生施策)	NTTビジネスアソシエ																	
内部統制実務セミナー	新日本有限責任監査法人																	
人事労務セミナー	株式会社フォーブレーション																	

<p>3 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策</p> <p>環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。</p>	<p>2 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策</p> <p>環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。</p>	<p>環境対策</p> <p>◎ 環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進</p> <p>平成16年度に策定した環境方針に基づき、平成20年度における環境に配慮した特定調達物品の調達目標を100%とした「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、ホームページに公開した。 また、職員に対し環境に配慮した物品及びサービスの調達についての理解を図り、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけたことなどにより、全39品目において目標の100%を達成した。</p> <p>◎ その他の環境に対する取り組み</p> <p>策定した環境方針のもと、節電、LANの活用・両面コピーの促進によるペーパレス化、廃棄物の分別収集、リサイクル製品の活用を推進した。</p>
<p>(2) 危機管理</p> <p>常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。</p>	<p>(2) 危機管理</p> <p>平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。</p>	<p>◎ 防火防災訓練の実施等</p> <p>平和祈念展示資料館においては、平成20年10月8日の住友ビル全館の訓練に合わせ、一般電話を利用した通報訓練、情報の収集、伝達、避難訓練及び災害時における個々の役割分担を確認し、発生時に速やかに行動できるような体制の充実を図った。</p>
<p>(3) 職場環境</p> <p>メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。</p>	<p>(3) 職場環境</p> <p>メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。</p>	<p>◎ 職場環境</p> <p>メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメントの防止に関する指針の職員への周知をするなど日常の管理体制を徹底することにより、20年度において相談窓口に寄せられた相談、苦情等はなかった。</p>
<p>(4) 内部統制・ガバナンス強化</p> <p>整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。</p>	<p>(4) 内部統制・ガバナンス強化</p> <p>整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。</p>	<p>◎ 内部統制・ガバナンス強化</p> <p>20年5月より監事が出席する役員会において、随意契約の状況(毎月)、資金運用状況(四半期毎)の報告を、11月から予算執行見込み(四半期毎)についての報告を行い、内部統制・ガバナンス強化に努めた。 10月には20年度計画の上半期の事業の進捗状況をとりまとめ、計画達成のための見直し検討を行い職員のインセンティブの向上を図った。 また、個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の規定に基づき、「独立行政法人平和祈念事業特別基金の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規定(平成17年3月31日規程第1号)を定め、法人が所有する個人情報について漏えい滅失又はき損の防止その他適切な管理に努めている。 具体的には、職員等に対して情報機器の取扱い及び個人情報の取扱いに関して、教育、訓練等の研修をするとともに、職員それぞれをパスワード管理し、職員が従事している業務の種別によりパソコン使用業務の範囲を規制している。 さらに、事務用ネットワークを二重ファイアウォールにより、外部からの侵入を防止し、総合的な監視システムによる監視を行う等万全を期している。 なお、パソコンを持ち出せないようにセキュリティーワイヤーを使用している。 12月には職員2名が内部統制セミナーに参加し、内部統制システムについての理解を深めるとともに、研修内容を供覧により職員に周知し、情報の共有を図り、内部統制の強化に向けて意識を高めた。 21年1月には、再度、20年度計画の第三四半期の進捗状況のとりまとめを行い、PLAN(計画)、DO(実施と運用)、CHECK(監査)、ACTION(見直し)のPDCAサイクルによる内部統制システム(リスク管理体制)の一層の強化に努めた。</p>